

DVx

D *evelopment*

V *enture*

x 「未知数」・「無限の可能性」

第 34 期

定 時 株 主 総 会 招 集 ご 通 知

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、事前に書面（郵送）又はインターネットにより議決権をご行使いただくことを強く推奨申し上げます。また、本株主総会場では感染予防のための措置を講じる場合がありますので、ご協力のほどお願い申し上げます。

株主総会にご主席の株主様への「お土産」のご用意はございません。

ディービーエックス株式会社

証券コード：3079

開催
日時

2020年6月24日（水曜日）午前10時
（受付開始午前9時30分）

開催
場所

東京都豊島区西池袋一丁目6番1号
ホテルメトロポリタン2階「曙」の間

議 案

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
- 第7号議案 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈並びに役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件
- 第8号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

郵送及びインターネットによる議決権行使期限
2020年6月23日（火）午後5時30分まで

ごあいさつ



代表取締役社長
柴崎 浩

株主の皆様には平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

第34期定時株主総会招集ご通知をお届けするにあたり、謹んでご挨拶申し上げます。

当社の第34期である2020年3月期（当事業年度）においては、消費税の増税、償還価格の改定、それに伴う顧客からの値下げ要請の高まり、さらには、その後の新型コロナウイルスの感染拡大など、経営環境としては厳しさと不透明感が増した1年となりました。このような環境のもと、当社の当事業年度の業績は、主力商品の販売数量の増加等により、売上高が446億5千3百万円（前期比10.6%増）と増収を達成することができましたが、一方で前述の値下げ要請等による利益率の低下傾向が継続していることなどから、営業利益11億1千5百万円（同9.8%減）、経常利益11億2千3百万円（同15.6%減）、当期純利益7億9千2百万円（同18.7%減）と、いずれも減益となりました。

なお、配当につきましては、継続的かつ安定的な配当による株主還元を行うことを基本として配当を決定する方針のもと、期末配当を前期と同額である24円（配当性向31.8%）とさせていただきます。

引き続き独自製品の開発、開拓に注力し、自社企画商品を通じた新規顧客開拓や顧客深耕の原動力としながら、利益率の改善を図り、さらなる成長を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援ご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます。

2020年6月

目次

ごあいさつ	1
第34期定時株主総会招集ご通知	3
議決権行使についてのご案内	5
株主総会参考書類	
第1号議案 定款一部変更の件	7
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件	15
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件	21
第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件	25
第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件	26
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件	26
第7号議案 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈 並びに役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件	27
第8号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。） に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件	29
提供書面	
事業報告	
1. 株式会社の現況に関する事項	32
2. 株式に関する事項	39
3. 新株予約権に関する事項	40
4. 会社役員に関する事項	42
5. 会計監査人の状況	46
6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況	47
7. 株式会社の支配に関する基本方針	51
8. 剰余金の配当等の決定に関する方針	51
計算書類	52
監査報告	55
Strategy	58

株主各位

証券コード3079
2020年6月2日

本店所在地 東京都練馬区小竹町一丁目16番1号
本社事務所 東京都豊島区高田二丁目17番22号

ディービーエックス株式会社

代表取締役社長 **柴崎 浩**

第34期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第34期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。

敬 具

議決権行使のご案内



株主総会への出席により
議決権を行使していただく場合

▶ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。



書面（郵送）により
議決権を行使していただく場合

▶ 同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、
2020年6月23日（火曜日）午後5時30分まで
に到着するようご返送ください。



インターネットにより
議決権を行使していただく場合

▶ 議決権行使ウェブサイト (<https://evote.tr.mufig.jp/>) にアクセスしていただき、
2020年6月23日（火曜日）午後5時30分まで
に、議案に対する賛否をご入力ください。

※なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、6頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

記

1 日 時	2020年6月24日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）	
2 場 所	東京都豊島区西池袋一丁目6番1号 ホテルメトロポリタン 2階「曙」の間 (末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)	
3 株主総会の目的事項	報告事項	第34期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
	決議事項	第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件 第7号議案 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈並びに役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件 第8号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件
4 その他本招集通知に関する事項	本定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第13条の規定に基づきインターネット上の当社ウェブサイト（http://www.dvx.jp）に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知提供書面には記載いたしていません。 従いまして、本定時株主総会招集ご通知提供書面は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査をした計算書類の一部であります。	

以上

- 株主総会にご出席される株主様とご出席が難しい株主様の公平性等を勘案し、株主総会当日におけるお土産の配布を取りやめさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイトにて、修正後の事項を掲載させていただきます。

当社ウェブサイト（<http://www.dvx.jp>）

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時

2020年6月24日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）

場所

東京都豊島区西池袋一丁目6番1号
ホテルメトロポリタン 2階「曙」の間

（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

書面（郵送）で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2020年6月23日（火曜日）午後5時30分まで

インターネットで議決権を行使される場合



パソコン、スマートフォン又は携帯電話から議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

行使期限

2020年6月23日（火曜日）午後5時30分まで

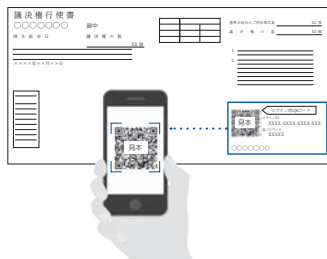
書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

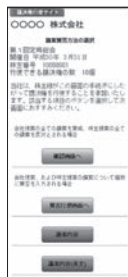
議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



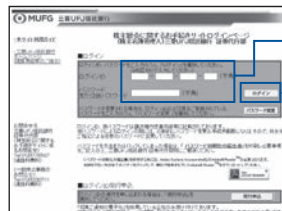
QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

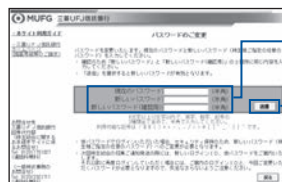
議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力クリック



「ログインID・仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する



「新しいパスワード」を入力
「送信」をクリック

- 4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料／受付時間 午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案

定款一部変更の件

1. 提案の理由

提案の理由は以下の通りです。

- (1) 取締役会の監督機能を高め、更なる監視体制の強化を通じて一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図ることを目的として監査等委員会設置会社へ移行するため、監査等委員会及び監査等委員である取締役に関する規定の新設ならびに監査役及び監査役会に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。
- (2) 経営環境への迅速な対応を図るため、役員の員数、役付取締役に関する事項、取締役会の招集者・議長に関する事項等の変更を行うものであります。
- (3) 上記のほか、規定の明確化を図るため、文言の追加及び字句の修正等を行うものであります。
なお、定款第29条（取締役の責任免除）の改定に関しましては、各監査役の同意を得ております。
- (4) 本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
（目的） 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 （1）～（9）（条文省略） （10）前各号に付帯または関連する一切の業務 および投資	（目的） 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 （1）～（9）（現行どおり） （10）前各号に付帯または関連する一切の事業 および投資
第3条 （条文省略） （新 設）	第3条 （現行どおり） （機関） 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の 機関を置く。 （1）取締役会 （2）監査等委員会 （3）会計監査人
第4条～第5条 （条文省略）	第5条～第6条 （現行どおり）

現 行 定 款	変 更 案
(単元株式数) 第6条 当会社の<u>1単元の株式数</u>は、100株とする。 (単元未満株主の権利制限) 第7条 当会社の<u>単元未満株主</u>は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1)～(2) (条文省略) (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利 第8条 (条文省略) (株式取扱規程) 第9条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。 第10条～第11条 (条文省略) (招集権者および議長) 第12条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、<u>取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</u> 2. 株主総会においては、<u>取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</u> 第13条～第16条 (条文省略)	(単元株式数) 第7条 当会社の<u>単元株式数</u>は、100株とする。 (単元未満株主の権利制限) 第8条 当会社の<u>株主</u>は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1)～(2) (現行どおり) (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 第9条 (現行どおり) (株式取扱規程) 第10条 当会社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。 第11条～第12条 (現行どおり) (招集権者および議長) 第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、<u>代表取締役が招集し、議長となる。なお、代表取締役が複数あるときは、代表取締役のうち、あらかじめ取締役会が定めたものが株主総会を招集し、議長となる。</u> 2. 代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により他の取締役が<u>これにあたる。</u> 第14条～第17条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
(取締役会の設置) 第17条 当社は、<u>取締役会を置く。</u> (取締役の員数) 第18条 当社の取締役は、<u>10名以内とする。</u> (第19条第1項より移動して変更) (新 設) (第19条第2項より移動) (第19条第3項より移動) (取締役の選任) 第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。 2. <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> 3. <u>取締役の選任決議は、累積投票によらない。</u> (取締役の任期) 第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 (新 設) (新 設) (新 設)	(削 除) (取締役の員数および選任) 第18条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く)は、<u>8名以内とし、監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u> 2. <u>取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して株主総会の決議によって選任する。</u> 3. <u>当社は、法令に定める監査等委員会である取締役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u> 4. <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> 5. <u>取締役の選任決議は、累積投票によらない。</u> (第18条第2項に移動して変更) (第18条第4項に移動) (第18条第5項に移動) (取締役の任期) 第19条 取締役(監査等委員である取締役を除く)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 3. <u>補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u> 4. <u>任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了までとする。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(代表取締役および役付取締役) 第21条 当社は、<u>取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</u> 2. 代表取締役は当会社を代表し、当会社の業務を執行する。 3. 取締役会は、その決議によって、<u>取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</u> (取締役会の招集権者および議長) 第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き<u>取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</u> (取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 (新 設) (新 設) 第24条 (条文省略) (取締役会の決議の省略) 第25条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u>	(代表取締役および役付取締役) 第20条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く）の中から代表取締役を選定する。</u> 2. 代表取締役は当会社を代表し、当会社の業務を執行する。 3. 取締役会は、<u>必要に応じて、その決議によって、役付取締役の地位を創設し、取締役（監査等委員である取締役を除く）の中から役付取締役を若干名選定することができる。</u> (取締役会の招集権者および議長) 第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会においてあらかじめ定めた取締役が招集し、議長となる。当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</u> (取締役会の招集通知) 第22条 取締役会の招集通知は、各取締役に對し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 2. <u>取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u> (重要な業務執行の決定の委任) 第23条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定に基づき、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u> 第24条 (現行どおり) (取締役会の決議の省略) 第25条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

現 行 定 款	変 更 案
(取締役会の議事録) 第26条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。 第27条 (条文省略) (取締役の報酬等) 第28条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。 (取締役の責任免除) 第29条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、取締役（取締役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。 2. 当社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は金300万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれが高い額とする。	(取締役会の議事録) 第26条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。 第27条 (現行どおり) (取締役の報酬等) 第28条 取締役の報酬等は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。 (取締役の責任免除) 第29条 当社は、会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役会の決議によって、取締役（取締役であったものを含む）の同法第423条第1項の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。 2. 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令に規定する額とする。

現 行 定 款	変 更 案
第5章 監査役および監査役会 (監査役および監査役会の設置) 第30条 当社は、監査役および監査役会を置く。 (監査役の員数) 第31条 当社の監査役は、4名以内とする。 2. 当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、補欠監査役を選任することができる。 (監査役の選任) 第32条 監査役および補欠監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2. 監査役および補欠監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 (監査役の任期) 第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 3. 会社法第329条第3項の規定に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。 4. 前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期が満了する時までとする。ただし、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができない。 (常勤監査役) 第34条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	第5章 監査等委員会 (削 除) (削 除) (削 除) (削 除) (削 除) (削 除)

現 行 定 款	変 更 案
(監査役会の招集通知) 第35条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会 日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合 には、この期間を短縮することができる。</u>	(削 除)
(監査役会の決議の方法) 第36条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある 場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u>	(削 除)
(監査役会規程) 第37条 <u>監査役会に関する事項は、法令または定款に 定めるもののほか、監査役会において定める監 査役会規程による。</u>	(削 除)
(監査役の報酬等) 第38条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって 定める。</u>	(削 除)
(監査役の責任免除) 第39条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定によ り、取締役会の決議によって、監査役（監査役 であったものを含む。）の会社法第423条第1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該 当する場合には賠償責任額から法令に定める 最低責任限度額を控除して得た額を限度とし て免除することができる。</u> 2. <u>当社は、社外監査役との間で、会社法第423 条第1項の賠償責任について法令に定める要 件に該当する場合には賠償責任を限定する契 約を締結することができる。ただし、当該契約 に基づく賠償責任の限度額は、金300万円以上 であらかじめ定めた額と法令の定める最低責 任限度額とのいずれか高い額とする。</u>	(削 除)
(新 設)	(常勤の監査等委員) 第30条 <u>監査等委員会は、その決議によって、監査等 委員の中から常勤の監査等委員を選定するこ とができる。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	(監査等委員会の招集通知) 第31条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
(新 設)	2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。
(会計監査人の設置) 第40条 当社は、会計監査人を置く。	(監査等委員会規程) 第32条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
第41条～第42条 (条文省略)	(削 除) 第33条～第34条 (現行どおり)
(会計監査人の報酬等) 第43条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。	(会計監査人の報酬等) 第35条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。
(会計監査人の責任免除) 第44条 当社は、取締役会の決議によって、会計監査人（会計監査人であったものを含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。	(会計監査人の責任免除) 第36条 当社は、会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役会の決議によって、会計監査人（会計監査人であったものを含む）の同法第423条第1項の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。
2. 当社は、会計監査人との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は金300万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。	2. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき会計監査人との間で同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令に規定する額とする。
第45条～第48条 (条文省略)	第37条～第40条 (現行どおり)
(新設)	附則
(新 設)	第1条 当社は、取締役会の決議によって、第34期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項に規定の監査役であったものの損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（8名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）7名の選任をお願いしたいと存じます。本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	当社における地位及び担当	
1	しば さき 柴 崎 浩	代表取締役社長	再 任
2	なべ や まさ ゆき 鍋 谷 正 行	常務取締役（総代理店事業及び開発製品事業担当） 執行役員	再 任
3	ひら の なお ひろ 平 能 直 弘	取締役（経営管理及び人事担当） 執行役員	再 任
4	みや もと さとし 宮 本 聡	取締役（財務経理及び業務担当） 執行役員 業務部長	再 任
5	あずま と し ひ こ 東 俊 彦	取締役（販売代理店事業担当）	再 任
6	むら まつ みつ はる 村 松 光 春	社外取締役	再 任 社 外 独 立
7	どう が き な い し げ はる 堂垣内 重 晴	社外取締役	再 任 社 外 独 立

再 任 再任取締役候補者 新 任 新任取締役候補者 社 外 社外取締役候補者 独 立 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

しば さき ひろし
柴 崎 浩 (1965年4月23日生)

所有する当社の株式数…………… 45,800株
在任年数…………… 10年
取締役会出席状況…………… 16/16回

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

1986年 8月	松永歯科医院入社	2012年 4月	取締役（営業担当）
1991年 8月	株式会社ヘルツ入社	2015年 4月	取締役（営業及びマーケティング担当）
1998年12月	営業部長		執行役員
2003年 1月	取締役営業本部長	2017年 4月	取締役（不整脈営業担当）執行役員
2004年 2月	株式会社ヘルツとディー・ブイエックスジャパン株式会社との合併により当社取締役ヘルツ事業部長	2017年 6月	常務取締役（不整脈営業担当）執行役員
2007年 6月	執行役員ヘルツ事業本部長	2018年 4月	常務取締役（不整脈営業担当）
2010年 4月	執行役員営業統括本部長	2018年 6月	取締役副社長（営業全般及び不整脈担当）
2010年 6月	取締役執行役員営業統括本部長	2019年 4月	代表取締役副社長
		2019年 6月	代表取締役社長（現任）

取締役候補者とした理由

柴崎 浩氏は、主に営業に関する分野に携わり、取締役に就任して以来、営業全般を統括し、豊富な経験と見識を有しております。現在は代表取締役社長として経営全般を統括し業容拡大を推進していることから、引き続き業務執行の監督及び当社の企業価値向上への貢献を期待し、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

鍋谷 正行

(1958年4月27日生)

所有する当社の株式数..... 49,700株
在任年数..... 9年
取締役会出席状況..... 16/16回

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

1985年 4月	株式会社ノーバス入社	2016年 4月	取締役（薬事・品質保証及び技術担当）執行役員
1986年 10月	株式会社ヘルツ入社	2017年 4月	取締役（虚血営業、新製品営業、薬事・品質保証及び技術担当）執行役員
1995年 6月	取締役営業部長	2018年 2月	取締役（虚血営業、新製品営業、薬事・品質保証及び技術担当）執行役員薬事・品質保証部長
2004年 2月	株式会社ヘルツとディーブイエックスジャパン株式会社の合併により当社専務取締役経営企画室長	2019年 4月	取締役（バスキュラー営業、新製品営業及び薬事・品質保証担当）執行役員薬事・品質保証部長
2008年 4月	専務執行役員総務人事本部長	2019年 6月	常務取締役（総代理店事業及び開発製品事業担当）執行役員薬事・品質保証部長
2010年 4月	執行役員静岡特別プロジェクト長	2019年 10月	常務取締役（総代理店事業及び開発製品事業担当）執行役員（現任）
2011年 6月	取締役執行役員静岡特別プロジェクト長		
2012年 4月	取締役（マーケティング及び薬事・品質保証担当）		
2013年 7月	取締役（マーケティング及び薬事・品質保証担当）執行役員		
2014年 4月	取締役（マーケティング、薬事・品質保証及び技術担当）執行役員		
2015年 4月	取締役（薬事・品質保証及び技術担当）執行役員		
2015年 12月	取締役（薬事・品質保証及び技術担当）執行役員薬事・品質保証部長		

取締役候補者とした理由

鍋谷正行氏は、営業部門を中心に幅広い分野の業務に携わり、取締役に就任して以来、マーケティング部門、薬事・品質保証部門及び技術部門を統括し、豊富な経験と見識を有しております。現在はバスキュラー営業、ICTソリューション及び薬事・品質保証部門を統括し、同部門の強化を推進していることから、引き続き業務執行の監督及び当社の企業価値向上への貢献を期待し、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

3

ひらの 平能 直弘

(1967年1月16日生)

所有する当社の株式数…………… 1,400株
在任年数…………… 5年
取締役会出席状況…………… 16/16回

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

1990年 4月	株式会社大和銀行（現 株式会社りそな銀行）入行	2011年 4月	総務人事部長
1999年11月	フォレックスバンク株式会社入社	2012年 4月	執行役員経営管理部長
2002年 3月	株式会社ウイン・インターナショナル入社	2015年 6月	取締役（経営管理及び情報開示担当） 執行役員経営管理部長
2010年11月	当社入社	2018年 4月	取締役（経営管理及び人事担当）執行役員（現任）

取締役候補者とした理由

平能直弘氏は、法務・コンプライアンス推進、人事労務、総務管財を所管する部門を統括し、豊富な経験と見識を有しております。取締役に就任した後は経営管理、情報開示及び人事を担当し、法令遵守を重視した組織体制の強化と適時適切な情報開示の徹底及び適切な人事労務管理体制の整備を推進していることから、引き続き業務執行の監督及び当社の企業価値向上への貢献を期待し、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

4

みやもと さとし 宮本 聡

(1959年5月24日生)

所有する当社の株式数…………… 500株
在任年数…………… 2年
取締役会出席状況…………… 16/16回

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

1983年 4月	野村證券株式会社入社	2018年 6月	取締役（財務経理及び業務担当）執行役員
2013年 8月	当社入社	2019年 4月	取締役（財務経理及び業務担当）執行役員業務部長（現任）
2014年 4月	内部監査室長		
2018年 4月	執行役員		

取締役候補者とした理由

宮本 聡氏は、内部監査室長並びに財務経理及び業務担当執行役員としての職務に携わり、財務・経理に関し豊富な経験と見識を有しております。取締役に就任した後は財務経理及び業務を担当し、適切な財務・経理体制の整備を推進していることから、引き続き業務執行の監督及び当社の企業価値向上への貢献を期待し、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

5

あずま とし ひ こ
東 俊彦

(1966年2月13日生)

所有する当社の株式数…………… 37,600株
在任年数…………… 1年
取締役会出席状況…………… 13/13回

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

1989年 4月	有限会社サーカス入社	2009年 4月	執行役員 ヘルツウエスト営業本部長
1989年 9月	株式会社アクロス入社	2010年 4月	執行役員 営業統括本部ヘルツ営業本部長
1994年 1月	株式会社ヘルツ（現当社）入社	2012年 4月	執行役員
2006年 4月	ヘルツ事業部第二営業部長	2019年 6月	取締役（販売代理店事業担当）（現任）
2007年10月	ヘルツウエスト営業本部長		

取締役候補者とした理由

東 俊彦氏は、当社入社以来、主に営業部門における職務に携わり、また、執行役員として不整脈営業、虚血営業、新製品営業等を統括し、営業全般に関して豊富な経験と見識を有しております。取締役に就任した後は販売代理店事業を担当し、これらの経験と見識を活かし営業部門の業務執行の監督を行っていることから、引き続き業務執行の監督及び当社の企業価値の向上に貢献することを期待し、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

6

むら まつ みつ はる
村 松 光 春

(1953年1月14日生)

所有する当社の株式数…………… 一株
在任年数…………… 13年
取締役会出席状況…………… 16/16回

再任

社外

独立

【略歴、当社における地位及び担当】

1978年 9月	アーサーヤング会計事務所入所	1988年 3月	株式会社ハッピー商会代表取締役（現任）
1985年 9月	株式会社ハッピー商会取締役	2007年 6月	当社社外取締役（現任）
1985年 9月	村松公認会計士事務所開設 同事務所代表（現任）	2015年 3月	GLOVACC株式会社設立 同社代表取締役（現任）

【重要な兼職の状況】

村松公認会計士事務所代表
株式会社ハッピー商会代表取締役
GLOVACC株式会社代表取締役

社外取締役候補者とした理由

村松光春氏は、公認会計士及び税理士としての豊富な経験と深い見識を有しており、それらに基づく経営の監督とチェック機能を期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏は、株式会社ハッピー商会及びGLOVACC株式会社の代表取締役として直接会社経営にも関与されており、社外取締役として職務を適切に遂行できるものと判断しております。

【独立性に関する事項】

当社は、村松光春氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。また、当社は同取引所が定める基準に加えて、当社や当社役員、主要株主との関係等も加味した独自の独立性基準を設定しており、同氏は当該独立性基準を満たしております。

候補者番号

7

どう がき ない しげ はる
堂 垣 内 重 晴

(1949年5月11日生)

所有する当社の株式数…………… 1,100株
在任年数…………… 5年
取締役会出席状況…………… 16/16回

再 任

社 外

独 立

【略歴、当社における地位及び担当】

1973年 4月	株式会社三菱銀行 (現 株式会社三菱UFJ銀行) 入行	2015年 6月	株式会社アサンテ社外取締役 (現任)
2003年 5月	株式会社テクノ菱和入社	2015年 6月	当社社外取締役 (現任)
2003年 6月	同社取締役	2015年 6月	株式会社たち吉代表取締役専務 (現任)
2007年 1月	同社常務取締役		
2014年 4月	同社専務取締役		

【重要な兼職の状況】

株式会社アサンテ社外取締役
株式会社たち吉代表取締役専務

社外取締役候補者とした理由

堂垣内重晴氏は、豊富な経験や幅広い見識を有しており、それらに基づく健全かつ効率的な経営を推進するための助言と経営の監督機能を期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏は、株式会社たち吉の代表取締役専務として直接会社経営にも関与されており、社外取締役として職務を適切に遂行できるものと判断しております。

【独立性に関する事項】

当社は、堂垣内重晴氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。また、当社は同取引所が定める基準に加えて、当社や当社役員、主要株主との関係等も加味した独自の独立性基準を設定しており、同氏は当該独立性基準を満たしております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 村松光春氏及び堂垣内重晴氏は、社外取締役候補者であります。
3. 村松光春氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって13年となります。
4. 堂垣内重晴氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。
5. 当社は村松光春氏及び堂垣内重晴氏の間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、300万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。村松光春氏及び堂垣内重晴氏の再任が承認された場合には、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とした責任限定契約を両氏と締結する予定であります。

第3号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されまると、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	当社における地位	
1	戸 田 幸 子 と だ さち こ	常勤監査役	新任
2	中 村 眞 一 な か む ら し ん い ち	社外監査役	新任 社外 独立
3	野 島 透 の じ ま とおる	—	新任 社外 独立

再任 再任取締役候補者
 新任 新任取締役候補者
 社外 社外取締役候補者
 独立 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

と だ さ ち こ
戸 田 幸 子

(1956年2月12日生)

所有する当社の株式数…………… 134,400株

新任

【略歴、当社における地位及び担当】

1983年 1月	株式会社テンポラリーセンター入社	2006年 6月	取締役執行役員管理本部長
1986年 4月	株式会社ヘルツ入社	2010年 6月	取締役執行役員内部監査室長
1995年 6月	経理部部長	2014年 4月	取締役（内部監査担当）
2001年 6月	取締役管理本部長	2014年 6月	常勤監査役（現任）
2004年 2月	株式会社ヘルツとディービーエック スジャパン株式会社の合併により当 社取締役管理本部長		

監査等委員である取締役候補者とした理由

戸田幸子氏は、当社に入社して以来、当社の取締役をはじめ長年にわたり要職を歴任し、豊富な経験と見識を有しております。現在はこれら経験と知識を活かし、常勤監査役として当社の監査を遂行していることから、引き続き監査等委員である取締役としての職務を適切に遂行いただくことを期待し、監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

なかむら しんいち
中村 眞一

(1949年12月10日生)

所有する当社の株式数……………

一株

新任

社外

独立

【略歴、当社における地位及び担当】

1979年 4月	弁護士登録（横浜弁護士会（現神奈川県弁護士会））	1999年 5月	株式会社コモダエンジニアリング社外監査役（現任）
1980年 4月	横浜弁護士会（現神奈川県弁護士会） 司法修習委員会委員 日本弁護士連合会 人権擁護委員会 刑事疫学問題調査特別委員会委員	2008年 6月	当社監査役（現任）
1981年 1月	千駄ヶ谷総合法律事務所入所（東京弁護士会）	2013年 2月	株式会社情報センター出版局社外取締役
1995年 4月	コスモス法律事務所開設 同事務所 代表（現任）		

【重要な兼職の状況】

コスモス法律事務所代表
株式会社コモダエンジニアリング社外監査役

監査等委員である社外取締役候補者とした理由

中村眞一氏は、弁護士として培われた専門的な知識と豊富な経験を有しており、それらを当社の監査に活かしていただくことを期待し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

【独立性に関する事項】

当社は、中村眞一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。また、当社は同取引所が定める基準に加えて、当社や当社役員、主要株主との関係等も加味した独自の独立性基準を設定しており、同氏は当該独立性基準を満たしております。

候補者番号

3

の じ ま
野 島

と お る
透

(1960年10月13日生)

所有する当社の株式数……………

一株

新任

社外

独立

【略歴及び地位】

1985年 4月 鈴木税理士事務所入所

1992年11月 監査法人朝日新和会計社（現有限責任
あずさ監査法人）入社

2002年 7月 朝日監査法人（現有限責任あずさ監査
法人）社員

2009年 7月 朝日監査法人（現有限責任あずさ監査
法人）代表社員

2019年 7月 野島透公認会計士事務所所長（現任）

【重要な兼職の状況】

野島透公認会計士事務所所長

監査等委員である社外取締役候補者とした理由

野島 透氏は、公認会計士として培われた専門的な知識と豊富な経験を有しており、それらを当社の監査に活かしていただくことを期待し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

【独立性に関する事項】

当社は東京証券取引所が定める基準に加えて、当社や当社役員、主要株主との関係等も加味した独自の独立性基準を設定しており、野島 透氏は当該独立性基準を満たしております。また、当社は、同氏の選任が承認された場合は、同氏を同取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 中村眞一氏及び野島透氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 中村眞一氏は、現在、当社の社外監査役であります。監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって12年となります。
4. 当社は中村眞一氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、300万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。中村眞一氏及び野島透氏の選任が承認された場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、損害賠償責任の限度額を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とした責任限定契約を両氏と締結する予定であります。

第4号議案

補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本選任につきましては、監査等委員である取締役就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

鈴木 乃 里 子 (1957年12月29日生) 所有する当社の株式数…………… 一株

【略歴及び地位】

1981年 3月	監査法人中央会計事務所入所	1992年10月	監査法人朝日新和会計社（現有限責任あずさ監査法人）入社
1989年 3月	中央クーパーズ・アンド・ライブランド 国際税務事務所（現PwC税理士法人）入所	2015年10月	鈴木乃里子公認会計士事務所所長（現任）
		2020年 4月	フロンティア不動産投資法人監督役員（現任）

【重要な兼職の状況】

鈴木乃里子公認会計士事務所所長
フロンティア不動産投資法人監督役員

補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由

鈴木乃里子氏は、公認会計士として培われた専門的な知識と豊富な経験を有しており、それらを当社の監査に活かしていただくことを期待し、補欠の監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

【独立性に関する事項】

当社は、東京証券取引所が定める基準に加えて、当社や当社役員、主要株主との関係等も加味した独自の独立性基準を設定しており、鈴木乃里子氏は当該独立性基準を満たしております。

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 鈴木乃里子氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 鈴木乃里子氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。

第5号議案**取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件**

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬限度額は、2004年6月25日開催の第18期定時株主総会において、年額400百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とご承認いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これまでの取締役の報酬限度額を廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を定めることとし、その報酬限度額を、これまでの取締役報酬限度額及び諸般の事情を考慮して、年額250百万円以内とさせていただきますと存じます。

なお、当該報酬限度額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役は8名（うち社外取締役2名）であり、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認可決されますと、7名（うち社外取締役2名）となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

第6号議案**監査等委員である取締役の報酬額設定の件**

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、監査等委員である取締役の報酬限度額を年額50百万円以内とさせていただきますと存じます。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第1号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと3名となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

第7号議案

退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈並びに役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件

本総会終結の時をもって、取締役を任期満了により退任されます千葉 茂氏及び監査役を任期満了により退任されます三縄昭男氏に対し、それぞれ在任中の労に報いるため、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することといたしたいと存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等につきましては、退任取締役については取締役会に、退任監査役については監査等委員である取締役の協議にご一任願いたいと存じます。

退任取締役及び退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
千 葉 茂	2013年6月 当社代表取締役副社長
	2015年4月 当社代表取締役社長
	2019年6月 当社代表取締役会長（現任）
三 縄 昭 男	2006年3月 当社監査役（現任）

また、当社は、役員報酬体系の見直しの一環として2020年5月15日開催の取締役会において、取締役及び監査役の退職慰労金制度を本総会終結の時をもって廃止することを決議いたしました。

これに伴い、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件」が原案どおり承認可決されることを条件として重任予定の取締役柴崎 浩氏、鍋谷正行氏、平能直弘氏、宮本 聡氏、東 俊彦氏、村松光春氏及び堂垣内重晴氏、並びに第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されることを条件として在任中の監査役戸田幸子及び中村眞一の両氏に対し、それぞれ本総会終結の時までの在任期間に対する労に報いるため、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内で役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給をすることといたしたいと存じます。

なお、支給の時期につきましては、各取締役及び監査役の退任時とし、その具体的金額、方法等につきましては、取締役については取締役会に、監査役については監査等委員である取締役の協議にご一任願いたいと存じます。

役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給予定の取締役及び監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
柴 崎 浩	2003年1月 株式会社ヘルツ（現当社）取締役 2004年2月 株式会社ヘルツとディー・ブイエックスジャパン株式会社の合併により当社取締役 2010年6月 当社取締役 2017年6月 当社常務取締役 2018年6月 当社取締役副社長 2019年6月 当社代表取締役社長（現任）
鍋 谷 正 行	1995年6月 株式会社ヘルツ（現当社）取締役 2004年2月 株式会社ヘルツとディー・ブイエックスジャパン株式会社の合併により当社専務取締役 2011年6月 当社取締役 2019年6月 当社常務取締役（現任）
平 能 直 弘	2015年6月 当社取締役（現任）
宮 本 聡	2018年6月 当社取締役（現任）
東 俊 彦	2019年6月 当社取締役（現任）
村 松 光 春	2007年6月 当社社外取締役（現任）
堂 垣 内 重 晴	2015年6月 当社社外取締役（現任）
戸 田 幸 子	2001年6月 株式会社ヘルツ（現当社）取締役 2004年2月 株式会社ヘルツとディー・ブイエックスジャパン株式会社の合併により当社取締役 2006年6月 当社取締役 2014年6月 当社常勤監査役（現任）
中 村 眞 一	2008年6月 当社監査役（現任）

第8号議案

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、監査等委員会設置会社への移行に伴う第1号議案及び第5号議案のご承認が得られますと、年額250百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）となります。

今般、当社は、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、対象取締役に對し、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに従う当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という。）を下記のとおり割り当てることといたしたいと存じます。

つきましては、対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額とは別枠として、対象取締役に對する譲渡制限付株式に関する報酬として支給する金銭報酬債権の総額を、年額80百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）として設定したいと存じます。なお、譲渡制限付株式の割当ては、対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、その内容は相当なものであると考えております。

なお、現在の当社の取締役は8名（うち社外取締役2名）であり、第2号議案のご承認が得られた場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は7名（うち社外取締役2名）、本議案の対象取締役は5名となります。

記

対象取締役に対する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、対象取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記3.に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

2. 譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数80,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合、その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

① 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、30年間（以下、「譲渡制限期間」という。）当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。

② 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記①の譲渡制限期間が満了した時点において下記③の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

③ 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役又は執行役員のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、譲渡制限期間が満了した時点まで継続して当社の取締役、執行役員または使用人のいずれかの地位にあった場合は、当該満了時点において保有する本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除しないものとする。

また、当該対象取締役が、任期満了・定年等の当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

④ 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合（当該組織再編等の効力発生日が譲渡制限期間が満了した時点より前に到来するときに限る。以下、「組織再編等承認時」という。）であって、かつ当該組織再編等に伴い譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職することとなる場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

また、組織再編等承認時には、当社は、当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

4. その他

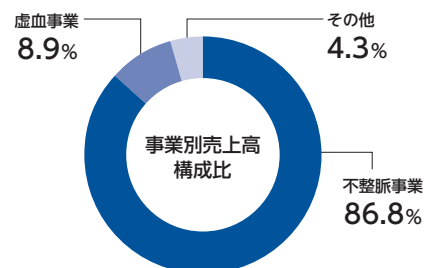
当社は、対象取締役のほか、当社の取締役を兼務しない執行役員に対しても、譲渡制限付株式を当社取締役会決議により割り当て、当社の普通株式を発行又は処分する予定です。また、当社の役員規程による役員定年年齢を超えて再任した取締役及び執行役員については譲渡制限付株式が中長期インセンティブであることから、譲渡制限株式の割当ての対象とはいたしません。

提供書面

事業報告 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

1 株式会社の現況に関する事項

	第34期 (2020年3月期)	前期比
売上高	44,653,770千円	10.6%
営業利益	1,115,780千円	△9.8%
経常利益	1,123,608千円	△15.6%
当期純利益	792,028千円	△18.7%



(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国の経済は、企業収益や雇用所得環境の改善が続き穏やかな回復基調で推移しましたが、米国の通商政策が与える世界経済への影響や海外情勢の不確実性に加え、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大による金融資本市場の変動の影響により、先行きは不透明な状況となっております。

医療機器業界におきましては、消費増税、保険償還価格の改定に伴い医療機関からは経営環境改善のため、コスト意識の高まりによる値下げ要請など様々なニーズへの対応が求められ、引き続き厳しい事業環境となっております。

このような情勢のもと、当社では、販売代理店としては既存顧客の深耕と営業エリアの拡大を進めるとともに、仕入先メーカーとのインセンティブ契約の締結など利益率改善にも取り組みました。また総代理店としては独自商品の販売拡大と新商材の獲得に努めることで、業容の拡大を目指してまいりました。

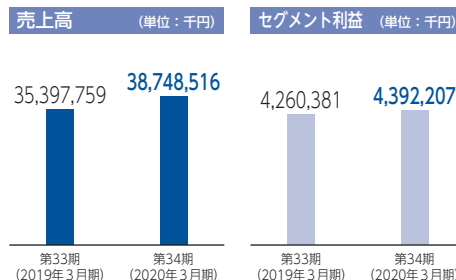
これらの結果、当事業年度の売上高は44,653,770千円（前期比10.6%増）、営業利益1,115,780千円（同9.8%減）、経常利益1,123,608千円（同15.6%減）、当期純利益792,028千円（同18.7%減）となりました。

セグメント別の売上状況は次のとおりです。

不整脈事業

売上高 **38,748** 百万円 (前期比109.5%)

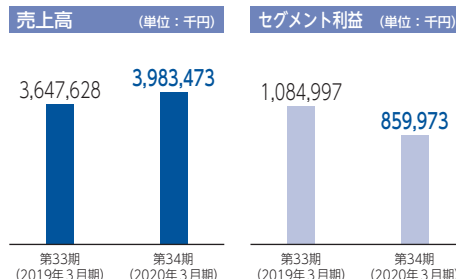
高度な専門性を活かした提案型営業による既存顧客に対するサービスの充実に努めるとともに、新規顧客の開拓にも注力いたしました。その結果、アブレーション（心筋焼灼術用）治療用カテーテル類や検査用電極カテーテル等の主力商品の販売数量が増加したことから、当事業年度の売上高は38,748,516千円（前期比9.5%増）、セグメント利益は4,392,207千円（同3.1%増）となりました。



虚血事業

売上高 **3,983** 百万円 (前期比109.2%)

販売代理店としての販売が増加したほか、国内総代理店として取り扱っているエキシマレーザ関連商品の販売が堅調に推移したことにより売上高は増加しましたが、移管業務委託収入が減少したことから、当事業年度の売上高は3,983,473千円（前期比9.2%増）、セグメント利益は859,973千円（同20.7%減）となりました。



その他

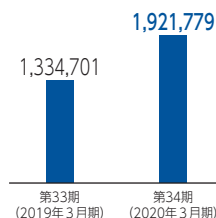
売上高

1,921 百万円 (前期比144.0%)

外科、脳外科関連商品等が好調に推移したほか、自社企画品も堅調に推移したことから、当事業年度の売上高は1,921,779千円（前期比44.0%増）、セグメント利益は282,527千円（同52.0%増）となりました。

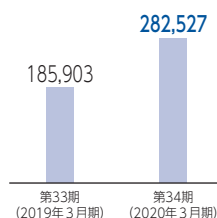
売上高

(単位：千円)



セグメント利益

(単位：千円)



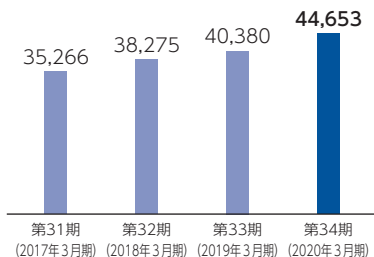
(2) 設備投資及び資金調達の状況

当事業年度中において実施いたしました設備投資の総額は360,565千円で、その主なものは、レンタル機、営業用デモ・バックアップ機に係る投資であります。

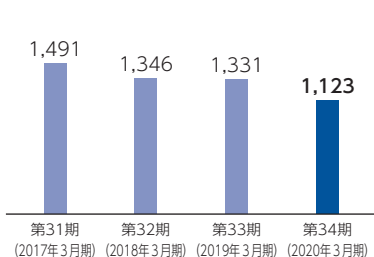
その所要資金は自己資金をもって充当いたしました。

(3) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

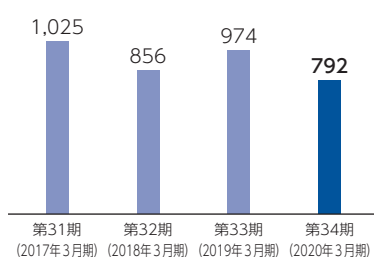
売上高 (単位：百万円)



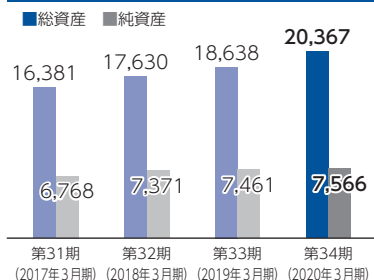
経常利益 (単位：百万円)



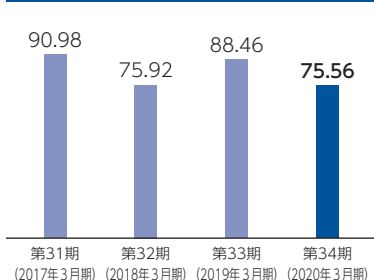
当期純利益 (単位：百万円)



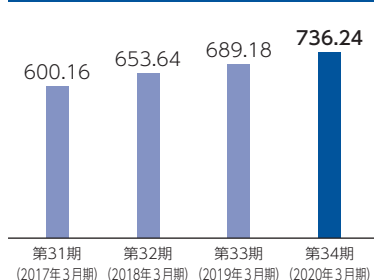
総資産/純資産 (単位：百万円)



1株当たり当期純利益 (単位：円)



1株当たり純資産額 (単位：円)



区分		第31期 2017年3月期	第32期 2018年3月期	第33期 2019年3月期	第34期 (当事業年度) 2020年3月期
売上高	(百万円)	35,266	38,275	40,380	44,653
経常利益	(百万円)	1,491	1,346	1,331	1,123
当期純利益	(百万円)	1,025	856	974	792
1株当たり当期純利益	(円)	90.98	75.92	88.46	75.56
総資産	(百万円)	16,381	17,630	18,638	20,367
純資産	(百万円)	6,768	7,371	7,461	7,566
1株当たり純資産額	(円)	600.16	653.64	689.18	736.24

(4) 対処すべき課題

当社は、継続的な成長を実現していくために、以下の事項を課題と認識しております。

① 販売拡大

当社は、主力の不整脈事業において、関東地区に特化して営業展開をしてきた経緯から、同地区への売上依存度が非常に高い状況にあります。そのため、さらなる業容拡大を目指すためには、不整脈事業の営業エリアを拡大することが不可欠であるとの認識を持っております。今期においては2019年8月に長野出張所を、2020年1月に島根出張所を開設いたしました。

今後も、不整脈事業の全国展開に向けて、人材育成をはじめとする体制の整備を行い、既存顧客とともに新規顧客の期待に応えられるよう総合的な販売力の強化を図ることで、売上拡大に努めてまいります。

② 新商品ラインナップの拡充

顧客基盤の構築と新規顧客の開拓には、顧客ニーズにあった医療機器をいち早く、継続的に提案することが必要であると認識しております。そのためには、常に国内外の最新医療情報を把握し新商品の早期の販売権獲得と、迅速な薬事承認の取得が求められるところであります。

特に、虚血事業における主力商品であるエキシマレーザ血管形成システムの独占販売契約期間の終了後も、既存の顧客基盤を維持・深耕していくためには、同事業領域における取扱商品の充実が急務とされているため、マーケティング部門や薬事部門の活動による製品導入の取組みに加え、研究開発部門の機能強化や営業部門の組織強化等により新たな主力商品の育成に取り組んでおります。今期においては自動造影剤注入装置の開発を継続して行いました。

また、医療現場のニーズを反映させた独自企画商品を充実させることで、新規顧客開拓や既存顧客の深耕につなげる取組みも継続しており、今期においては、不整脈シミュレーター「EPトレーナー」及び放射線防護カート「ディフェンダーR」、「ディフェンダーL」の販売を開始しました。

③ 利益率の改善

近年においては、顧客である医療機関からは、償還価格の引き下げによる値下げ要請、あるいは医療経営環境改善のための値下げ要請への対応が求められる傾向が継続しており、当社においても一層の効率化や合理化が求められていると認識しております。目標とする売上高経常利益率4%以上を達成するために、仕入先企業との協力関係の構築や、比較的利益率の高い当社独自商品の販売促進への取組みを行っております。

(5) 主要な事業内容（2020年3月31日現在）

当社の事業内容は商品に応じて「不整脈事業」、「虚血事業」、「その他」に区分されます。

以下、各事業について説明いたします。

① 不整脈事業

不整脈とは、心臓を動かす刺激の発生又は刺激が伝わる伝導路の異常によって心臓のリズムが乱れる疾患のことで、脈が遅くなる徐脈、速くなる頻脈、脈が飛ぶ期外性収縮の3つに分けられます。原因としては、先天的なものの以外に加齢や喫煙、ストレス等によって引き起こされるといわれております。

不整脈事業においては、徐脈、頻脈、期外性収縮の治療に用いる心臓ペースメーカ、アブレーションカテーテル（心筋焼灼術用カテーテル）、ICD（植込み型除細動器）、検査用電極カテーテルが主力商品となっております。当事業はこれら不整脈の検査・治療のための医療機器を関東地域を中心に、医療機器輸入商社及び国内医療機器メーカーから仕入れ、主に医療施設に対し卸売会社として販売しております（販売代理店業）。

現在、当事業においては既に全国展開している虚血事業と連携しながら、営業エリアの拡大を推進しております。

② 虚血事業

虚血とは、血管の狭窄又は閉塞により組織への血流が不十分もしくは途絶している状態を指します。虚血により引き起こされる虚血性疾患としては、心臓の冠動脈で起こる心筋梗塞や狭心症、脳の血管で起こる脳梗塞等が代表的なものです。原因となる動脈硬化は糖尿病や高血圧、高脂血症等によって進行し、肥満や喫煙、運動不足、ストレスの多い生活等も動脈硬化を促進させるといわれております。

虚血事業においては、虚血性疾患の検査・治療のための医療機器を、国内外の医療機器メーカーより直接仕入れ、主として全国の医療機器販売代理店を経由して、医療施設に販売しております（国内総代理店業）。このため、全国主要都市において虚血事業を中心とした営業拠点を既に展開しております。

なお、国内で医療機器として流通させるためには厚生労働省の薬事承認を取得する必要があり、当社は有望な医療機器を国内外に見出すためにマーケティングを担当する部門や、薬事承認及び品質保証を担当する部門を設置しております。

また、不整脈事業と同様の形態をとり、虚血分野の検査・治療に用いる医療機器を輸入商社や国内医療機器メーカーから仕入れ、販売代理店として医療施設等に対し販売を行っております。

当事業の主な取扱商品は、当社が国内総代理店として販売しているエキシマレーザ血管形成システム等であります。なお、エキシマレーザ血管形成システムに関する日本国内における製造販売業の承認につきましては、株式会社フィリップス・ジャパンに移管し、Spectranetics社との間の当該商品に関する日本国内独占販売契約を2020年12月31日まで延長しております。

③ その他

「その他」においては、脳外科商品、一般外科商品、消化器商品、放射線防護用品等、主力事業である不整脈及び虚血事業に属さない商品の販売を行っております。

(6) 主要な営業所及び工場 (2020年3月31日現在)

名称	所在地
本社	東京都豊島区
北海道営業所	北海道札幌市中央区
茨城営業所	茨城県つくば市
千葉営業所	千葉県市川市
群馬営業所	群馬県前橋市
埼玉営業所	埼玉県さいたま市大宮区
東京営業所	東京都豊島区
八王子営業所	東京都八王子市
横浜営業所	神奈川県横浜市金沢区
沼津営業所	静岡県沼津市
静岡営業所	静岡県静岡市葵区
浜松営業所	静岡県浜松市中区
名古屋営業所	愛知県名古屋市中区
大阪営業所	大阪府大阪市淀川区
福井営業所	福井県福井市
京都営業所	京都府京都市伏見区
広島営業所	広島県広島市西区
福山営業所	広島県福山市
九州営業所	福岡県久留米市
テクノロジーセンター	東京都豊島区

(注) 登記上の本店は東京都練馬区であります。

(7) 使用人の状況 (2020年3月31日現在)

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
322 (26) 名	20名増 (増減なし)	37.8歳	6.5年

- (注) 1. 平均年齢・平均勤続年数は、小数点第1位未満を切り捨てて表示しております。
2. 使用人数は就業人員（執行役員4名を除き、嘱託社員3名を含む。）であります。
3. 臨時雇用者数（人材会社からの派遣社員を除き、パートタイマーを含む。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

(8) 主要な借入先及び借入額 (2020年3月31日現在)

借入先	借入残高
株式会社きらぼし銀行	11,674千円
株式会社みずほ銀行	7,590千円
株式会社三井住友銀行	6,941千円
日本生命保険相互会社	5,000千円

2 株式に関する事項 (2020年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 44,000,000株
(2) 発行済株式の総数 10,277,356株 (自己株式1,002,644株を除く)
(3) 当事業年度末の株主数 6,021名
(4) 上位12名の株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社MSS	3,329,600株	32.40%
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	661,000株	6.43%
光通信株式会社	488,900株	4.76%
若林稻美	322,000株	3.13%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505224	275,200株	2.68%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	210,500株	2.05%
SKANDINAVISKA ENSKILDA BANKEN ABFOR HEALTHINVEST SMALL AND MICROCAP FD	210,200株	2.05%
宮川 元	171,000株	1.66%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	150,000株	1.46%
若林 豪	147,000株	1.43%
若林笑美	147,000株	1.43%
若林真美	147,000株	1.43%

(注) 1. 当社は、自己株式を1,002,644株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3 新株予約権等に関する事項

当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

決議年月日	2019年7月16日
付与対象者の区分及び人数（名）※	管理職 74
新株予約権の数（個）※	1,551 （注） 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 155,100 （注） 1
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	1株当たり839 （注） 2
新株予約権の行使期間※	自 2021年8月1日 至 2023年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資金組入額（円）※	発行価格 934 （注） 3 資本組入額 467
新株予約権の行使の条件※	1. 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。 2. 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。 3. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 4. 各新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
新株予約権の譲渡に関する事項※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	（注） 4

※新株予約権の発行時（2019年8月1日）における内容を記載しております。

（注） 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は100株となります。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

さらに、上記のほか、新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとします。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格は、新株予約権の払込金額839円と新株予約権の付与時における公正な評価単価95円を合算しております。
4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
 - (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数とをそれぞれ交付します。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とします。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、新株予約権の取り決めに準じて決定します。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記表中「新株予約権の行使時の払込金額」を調整して得られる再編後行使価額に、上記注（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とします。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記表中の「新株予約権の行使期間」の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から上記表中「新株予約権の行使期間」の末日までとします。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とします。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
 - (8) その他の新株予約権の行使の条件
上記表中「新株予約権の行使の条件」に準じて決定します。
 - (9) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定します。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2020年3月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	千 葉 茂	
代表取締役社長	柴 崎 浩	
常務取締役	鍋 谷 正 行	総代理店事業及び開発製品事業担当 執行役員
取締役	平 能 直 弘	経営管理及び人事担当 執行役員
取締役	宮 本 聡	財務経理及び業務担当 執行役員 業務部長
取締役	東 俊 彦	販売代理店事業担当
取締役	村 松 光 春	村松公認会計士事務所代表 株式会社ハッピー商会代表取締役 GLOVACC株式会社代表取締役
取締役	堂垣内 重 晴	株式会社アサンテ社外取締役 株式会社たち古代表取締役専務
常勤監査役	戸 田 幸 子	
監査役	三 縄 昭 男	三縄昭男公認会計士・税理士事務所代表 学校法人神奈川大学監事
監査役	中 村 眞 一	コスモス法律事務所代表 株式会社コモダエンジニアリング社外監査役

- (注) 1. 取締役 村松光春氏及び堂垣内重晴氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、独立役員として東京証券取引所に届け出ております。
2. 監査役 三縄昭男氏及び中村眞一氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、独立役員として東京証券取引所に届け出ております。
3. 監査役 三縄昭男氏は、公認会計士、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当事業年度中における取締役の地位及び担当の異動は次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
柴崎 浩	取締役副社長 営業全般及び不整脈営業担当	代表取締役副社長	2019年4月1日
鍋谷正行	取締役 虚血営業、新製品営業、薬事・品質保証及び技術担当 執行役員 薬事・品質保証部長	取締役 バスキュラー営業、新製品営業及び薬事・品質保証担当 執行役員 薬事・品質保証部長	2019年4月1日
宮本 聡	取締役 財務経理及び業務担当 執行役員	取締役 財務経理及び業務担当 執行役員 業務部長	2019年4月1日
千葉 茂	代表取締役社長	代表取締役会長	2019年6月26日
柴崎 浩	代表取締役副社長	代表取締役社長	2019年6月26日
鍋谷正行	取締役 バスキュラー営業、新製品営業及び薬事・品質保証担当 執行役員 薬事・品質保証部長	常務取締役 総代理店事業及び開発製品事業担当 執行役員 薬事・品質保証部長	2019年6月26日
東 俊彦	執行役員	取締役 販売代理店事業担当	2019年6月26日
鍋谷正行	常務取締役 総代理店事業及び開発製品事業担当 執行役員 薬事・品質保証部長	常務取締役 総代理店事業及び開発製品事業担当 執行役員	2019年10月1日

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	支給人員	報酬等の額
取締役	8名	153,646千円
監査役	3名	24,354千円
合計	11名	178,000千円

- (注) 1. 上記のうち、社外役員4名に対する報酬等の額は23,084千円であります。
2. 取締役の報酬限度額は、2004年6月25日開催の第18期定時株主総会において年額400,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、2004年6月25日開催の第18期定時株主総会において年額50,000千円以内と決議いただいております。
4. 報酬等の額には当事業年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の額5,383千円を含めております。
5. 上記のほか、2019年1月5日をもって逝去により退任した取締役に対し支払った役員退職慰労金は以下のとおりであります。
- ・取締役1名に対し62,396千円
- （金額には、過年度の事業報告において役員の報酬等の総額に含めた役員退職慰労引当金の繰入額が含まれております。）

(3) 社外役員に関する事項

① 社外取締役 村松光春

ア. 他の法人等の兼任状況

村松公認会計士事務所の代表並びに株式会社ハッピー商会及びGLOVACC株式会社の代表取締役であります。村松公認会計士事務所及び株式会社ハッピー商会と当社の間には特別の関係はありません。また、当事業年度においてGLOVACC株式会社と当社との間に取引が生じましたが、その取引金額は100万円未満であり、特別の利害関係を生じさせる重要性はありません。

イ. 特定関係事業者等との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に16回開催された取締役会の全てに出席し、主に公認会計士、税理士としての専門的見地から発言を行っております。

エ. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、300万円又は会社法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としております。

② 社外取締役 堂垣内重晴

ア. 他の法人等の兼任状況

株式会社たち吉の代表取締役専務及び株式会社アサンの社外取締役であります。両社と当社の間には、特別の関係はありません。

イ. 特定関係事業者等との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に16回開催された取締役会の全てに出席し、豊富な経験と幅広い見識に基づく企業経営者の見地から発言を行っております。

エ. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、300万円又は会社法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としております。

③ 社外監査役 三縄昭男

ア. 他の法人等の兼任状況

三縄昭男公認会計士・税理士事務所の代表及び学校法人神奈川大学の監事であります。同事務所及び同法人と当社の間には、特別の関係はありません。

イ. 特定関係事業者等との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に16回開催された取締役会の全てに、また、当事業年度に21回開催された監査役会の全てに出席し、主に公認会計士、税理士としての専門的見地から発言を行っております。

エ. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、300万円又は会社法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としております。

④ 社外監査役 中村眞一

ア. 他の法人等の兼任状況

コスモス法律事務所の代表及び株式会社コモダエンジニアリングの社外監査役であります。同事務所及び同社と当社の間には、特別の関係はありません。

イ. 特定関係事業者等との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に16回開催された取締役会の15回に、また、当事業年度に21回開催された監査役会の19回に出席し、弁護士としての専門的見地から発言を行っております。

エ. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、300万円又は会社法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としております。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	27,500千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意しました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人EY新日本有限責任監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

- ①当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、監査受嘱者に悪意又は重大な過失があった場合を除き、監査受嘱者の会計監査人としての在職中に報酬その他の職務執行の対価として監査委嘱者から受け、もしくは受けるべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に二を乗じて得た額としております。
- ②監査受嘱者の行為が①の要件を充足するか否かについては、監査委嘱者がこれを判断し、速やかに監査受嘱者に結果を通知するものとしております。

6 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(最終改定 2017年6月15日)

① 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ア. 当社は、法令等の遵守があらゆる企業活動の前提であると認識し、取締役及び使用人が、法令、定款及び社内規程、業界の自主ルールの遵守はもとより、企業人として企業理念、社会規範、倫理に即して行動するための規範として「コンプライアンス・マニュアル」「DVx行動ガイドライン」を制定し、周知徹底を図る。
- イ. リスク・コンプライアンス委員会は、コンプライアンス及び不正行為を含むリスク評価を行うとともに、コンプライアンス体制の確立・推進を目的とした全社的取組みを策定する。
- ウ. コンプライアンスの徹底を図るため、経営管理部が、コンプライアンスへの取組みを横断的に統括し、教育及び周知を行う。
- エ. 使用人による職務の遂行が法令等に違反することなく適切にされているかをチェックするため、内部監査室が、業務監査を実施し、監査内容を代表取締役及び取締役会に報告する。
- オ. 内部通報規程に基づき、法令等に違反する行為又は反倫理行為を通報する制度を策定し、利用促進を図る。
- カ. 社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会をはじめとする重要な会議での意思決定に関する記録や、取締役の職務の執行に係る重要な文書や情報（電磁的記録を含む）は、法令、情報セキュリティ規程に従い、適切に保存・管理する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規程に基づき、リスク・コンプライアンス委員会にて、当社の成長規模、市場の変化等を考慮し、組織横断的にリスク管理を行う。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ア. 取締役の職務執行が適切かつ効率的に行われるよう取締役会規程、職務権限規程及び業務分掌規程を定め、権限・責任の明確化を図る。

- イ. 取締役会は、年度計画、中期経営計画に基づき各担当取締役及び執行役員に対しその進捗状況についての報告を求め、発生した課題等に対して協議を行い必要な対策を講じる。
- ウ. 代表取締役及び各部門を所管する取締役及び執行役員により、経営会議を定期的に開催し、経営上必要な事項や職務執行上の問題点について協議を行う。

⑤ 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社には親会社及び子会社の何れも存在しないため定めない。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役は必要に応じ監査役の指名する使用人に対して監査業務の補助を委託することができる。

⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役から監査業務の補助を委託された使用人の人事異動、評価等については、監査役の同意を必要とする。当該使用人は、監査業務の範囲においては取締役の指揮を外れ、監査役の指示に従い業務を行う。

⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

ア. 取締役及び使用人は、監査役に対し以下の場合について迅速な報告を行う。

- ・ 会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合
- ・ 取締役の職務遂行に関する不正の行為を発見した場合
- ・ 法令又は定款に違反する重要な事実を発見した場合

イ. 上記ア. のほか、当社は、内部通報規程に基づく通報制度を設けており、取締役及び使用人は、違法行為等を内部監査室又は社外監査役に報告することができる。

ウ. 取締役は、取締役会及び経営会議等の重要な会議における監査役の出席を通じて、担当職務の執行の状況を報告する。

エ. 上記ア. 乃至ウ. にかかわらず、監査役は必要に応じて取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。

オ. 当社は、上記ア. 又はイ. の報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ア. 監査役は、代表取締役と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査上の重要課題等について相互認識を深めるため意見交換を行う。
- イ. 監査役は、内部監査室が行う内部監査結果の報告を受けるとともに、内部監査室及び会計監査人と定期的な意見交換を行い、緊密な連携を保つ。

⑩ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、当該費用又は債務を処理する。

⑪ 財務報告の適正性を確保するための体制

当社は、財務報告の適正性を確保するため、金融商品取引法及び関係法令に基づく内部統制報告制度を有効かつ適切に運用するとともに、継続的に整備・運用評価・有効性の確認を行い、必要があれば改善を行うものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① コンプライアンス体制

- ア. 当社は、法令等を誠実に遵守することを「コンプライアンス・マニュアル」及び「DVx行動ガイドライン」に定め、取締役、監査役及び執行役員その他の使用人への周知・浸透を図っております。また、年1回、全社向けのコンプライアンス研修を実施し、コンプライアンスに関する啓発・教育を行っております。
- イ. 当社は、リスク管理規程に基づき、リスク・コンプライアンス委員会を設け、内部統制、リスク管理、コンプライアンス推進の統合的な管理を図っております。当事業年度において3回のリスク・コンプライアンス委員会を開催しております。

② リスク管理体制

当社は、リスク管理規程に基づき、リスク・コンプライアンス委員会を設けております。リスク・コンプライアンス委員会は、各部門が対応すべきリスクの評価及びリスク対応実施計画並びにリスク対応実施結果を取締役に報告しております。当事業年度において3回のリスク・コンプライアンス委員会を開催しております。

③ 取締役の職務執行

当社は、取締役会規程に基づき、取締役会を月1回開催しております。必要に応じて開催した臨時取締役会を加えて、当事業年度において16回の取締役会を開催しております。また、効率的な意思決定を図るために、取締役及び執行役員で構成する経営会議を月1回開催しております。

④ 監査役の職務執行

- ア. 当社の監査役会は、社外監査役を含む監査役3名で構成されており、当事業年度において21回の監査役会を開催しております。
- イ. 当社は、当事業年度において社外監査役1名の取締役会への欠席1回を除き、全ての監査役が取締役会に出席しております。また、常勤監査役はリスク・コンプライアンス委員会、その他の重要な会議に出席して監査の実効性を高めております。
- ウ. 監査役会は、会計監査人と定期的に意見交換を行うことで連携を図っており、当事業年度において10回の意見交換の場を設けております。また、内部監査室との監査連絡会を月1回開催し、連携を図っております。
- エ. 当社は、内部通報窓口の独立性確保のため、社外監査役へ直接情報を提供する体制を整備しております。

7 株式会社の支配に関する基本方針

該当ありません。

8 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、今後の事業展開のために必要な内部留保資金を確保しつつ、継続的かつ安定的な配当による株主還元を行うことを基本方針としております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことができる旨を定款で定めておりますが、業績に対し公平な配当を実現するため、年1回の期末配当を行うことを基本方針としております。

また、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款で定めております。

当事業年度の配当につきましては、上記方針に基づき1株当たり24円（配当性向 31.8%）の普通配当を実施することを決定いたしました。

計算書類

貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	18,831,681
現金及び預金	5,232,708
受取手形	111,837
電子記録債権	1,558,159
売掛金	9,820,415
商品	1,793,332
前払費用	78,974
その他	237,654
貸倒引当金	△1,400
固定資産	1,535,505
有形固定資産	915,695
建物	50,853
車両運搬具	39,386
工具、器具及び備品	770,455
土地	55,000
無形固定資産	24,381
ソフトウェア	24,381
投資その他の資産	595,428
出資金	130
長期貸付金	21,000
破産更生債権等	2,216
長期前払費用	19,896
差入保証金	253,502
繰延税金資産	300,900
貸倒引当金	△2,216
資産合計	20,367,187

科目	金額
負債の部	
流動負債	12,373,959
買掛金	11,588,271
1年内返済予定の長期借入金	29,527
未払金	216,299
未払費用	68,117
未払法人税等	99,000
未払消費税等	93,070
前受金	16,736
預り金	16,306
賞与引当金	246,630
固定負債	426,678
長期借入金	1,678
退職給付引当金	354,195
役員退職慰労引当金	68,577
資産除去債務	1,728
その他	500
負債合計	12,800,638
純資産の部	
株主資本	7,561,704
資本金	344,457
資本剰余金	314,730
資本準備金	314,730
利益剰余金	7,958,713
利益準備金	4,710
その他利益剰余金	7,954,003
別途積立金	250,000
繰越利益剰余金	7,704,003
自己株式	△1,056,197
新株予約権	4,845
純資産合計	7,566,549
負債純資産合計	20,367,187

損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		44,653,770
売上原価		39,119,061
売上総利益		5,534,709
販売費及び一般管理費		4,418,928
営業利益		1,115,780
営業外収益		
受取利息	310	
受取配当金	21	
受取保険金	7,368	
為替差益	207	
その他	2,349	10,256
営業外費用		
支払利息	212	
貸倒引当金繰入額	2,216	2,428
経常利益		1,123,608
特別利益		
固定資産売却益	925	
投資有価証券売却益	959	1,885
特別損失		
固定資産除却損	1,500	
減損損失	27,080	28,580
税引前当期純利益		1,096,912
法人税、住民税及び事業税	314,894	
法人税等調整額	△10,010	304,884
当期純利益		792,028

株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位: 千円)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
当期首残高	344,457	314,730	314,730
当期変動額			
剰余金の配当			
当期純利益			
自己株式の取得			
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)			
当期変動額合計	—	—	—
当期末残高	344,457	314,730	314,730

	株主資本				
	利益準備金	利益剰余金			自己株式
		その他利益剰余金		利益剰余金合計	
		別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	4,710	250,000	7,171,831	7,426,541	△624,425
当期変動額					
剰余金の配当			△259,857	△259,857	
当期純利益			792,028	792,028	
自己株式の取得					△431,771
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)					
当期変動額合計	—	—	532,171	532,171	△431,771
当期末残高	4,710	250,000	7,704,003	7,958,713	△1,056,197

	株主資本	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	株主資本合計	その他有価証券評価 差額金	評価・換算差額等 合計		
当期首残高	7,461,304	656	656	—	7,461,960
当期変動額					
剰余金の配当	△259,857				△259,857
当期純利益	792,028				792,028
自己株式の取得	△431,771				△431,771
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)		△656	△656	4,845	4,188
当期変動額合計	100,399	△656	△656	4,845	104,588
当期末残高	7,561,704	—	—	4,845	7,566,549

監査報告

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月21日

ディービーエックス株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 矢崎 弘直 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 飯田 昌泰 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ディービーエックス株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第34期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第34期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以上

2020年5月21日

ディー・ブイエックス株式会社 監査役会

常勤監査役 戸田 幸子 ㊞

監査役（社外監査役） 三縄 昭男 ㊞

監査役（社外監査役） 中村 眞一 ㊞

以 上

DVxの全国展開

当社は継続して営業エリアの拡大を進めております。

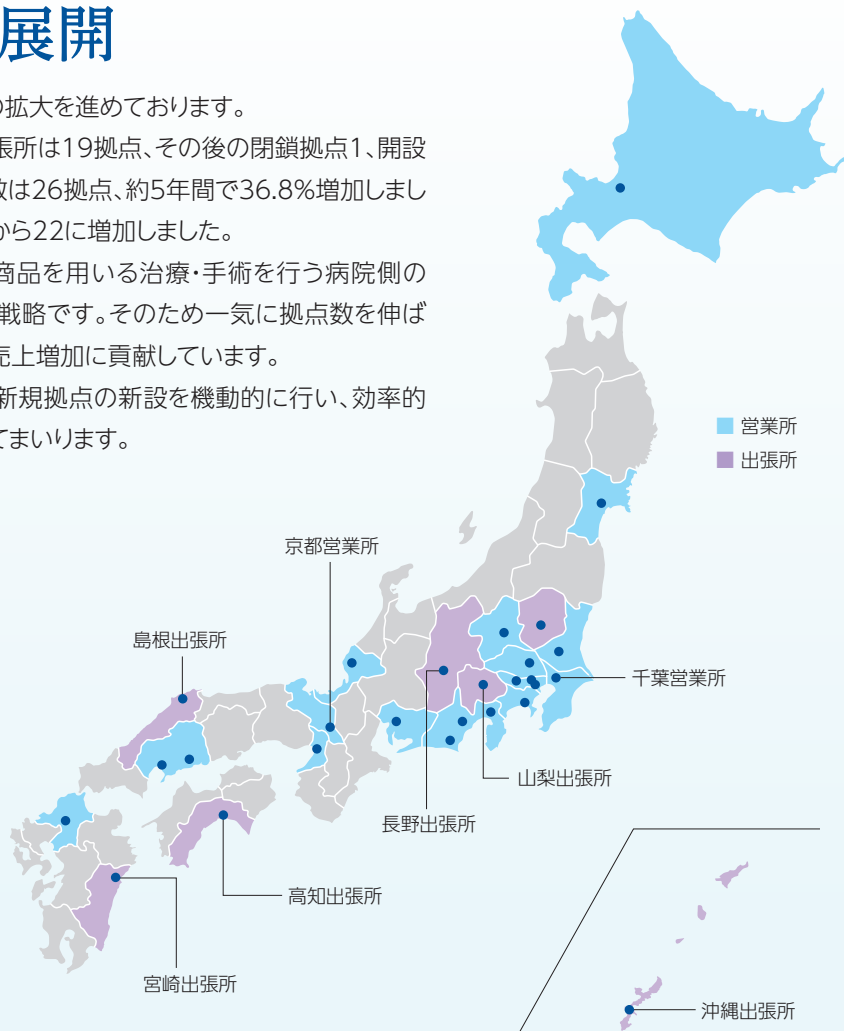
2014年3月末の営業所・出張所は19拠点、その後の閉鎖拠点1、開設拠点8、2020年5月末の拠点数は26拠点、約5年間で36.8%増加しました。拠点がある都道府県は15から22に増加しました。

当社のエリア拡大は、主力商品を用いる治療・手術を行う病院側のニーズに合わせた出店が基本戦略です。そのため一気に拠点数を伸ばすことはありませんが、確実な売上増加に貢献しています。

今後も既存拠点の見直しと新規拠点の新設を機動的に行い、効率的かつ全国的な拠点網を構築してまいります。

過去5年の新規開設状況

2015年 1 月	宮崎出張所
2015年 9 月	沖縄出張所
2017年 6 月	山梨出張所
2018年 8 月	千葉営業所
2018年10月	京都営業所
2019年 8 月	長野出張所
2020年 1 月	島根出張所
2020年 5 月	高知出張所



株主総会会場ご案内図

【会場】

ホテルメトロポリタン 2階「曙」の間

東京都豊島区西池袋一丁目6番1号
TEL 03-3980-1111(代表)

株主総会にご主席の株主様への「お土産」
のご用意はございません。

【交通】

「池袋駅」

JR

●山手線 ●埼京線 ●湘南新宿ライン

東京メトロ

●丸ノ内線 ●有楽町線 ●副都心線

西武池袋線

東武東上線



池袋駅から会場までのご案内

1 南口 ➡ 徒歩約2分

有楽町線の改札前(地下1階、南通路)のエスカレーターで1階へ。メトロポリタンプラザビルに沿って左へ直進。

2 JR線メトロポリタン口 ➡ 徒歩約1分

JR線改札を出て直進し、突き当たり右手の階段を降り直進又は改札を出て右手に進みエスカレーターもしくは階段で1階へ。

※ご利用可能時間は午前7時00分から午後11時まで

3 西口 ➡ 徒歩約3分

東武百貨店の前(地下1階、中央通路)の階段又はエスカレーターで1階へ。左手のみずほ銀行沿いに左折し直進。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

